

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	特別児童扶養手当に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

邑楽町は、特別児童扶養手当に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

邑楽町長

公表日

平成31年6月19日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	特別児童扶養手当に関する事務
②事務の概要	<p>特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に基づき、一定の要件を満たした障害児を養育している保護者に対して手当を支給する事務を実施する。</p> <p>特別児童扶養手当等の支給に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を次の事務で取り扱う。</p> <p>(1) 特別児童扶養手当認定請求書の受理、認定、結果の通知 (2) 特別児童扶養手当額改定届の受理、内容審査、結果の通知 (3) 特別児童扶養手当額改定請求書の受理、内容審査、結果の通知 (4) 特別児童扶養手当所得状況届の受理、内容の審査、審査結果の通知 (5) 氏名、住所、支払方法変更届の受理、内容確認 (6) 特別児童扶養手当証書の交付 (7) 未支払特別児童扶養手当請求書の受理 (8) 特別児童扶養手当支払通知書の交付 (9) 特別児童扶養手当資格喪失届の受理 (10) 死亡の届出の受理 (11) 特別児童扶養手当資格喪失通知書の交付</p>
③システムの名称	障害者福祉システム 団体内統合宛名システム 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
福祉共通ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一の第46項 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年法律第百三十四号)による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p>【番号法第19条第7号及び別表第二】</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) ・別表第二の第1欄(情報照会者)が「都道府県知事等」のうち、第2欄(事務)に「特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」を処理するために第3欄(情報提供者)に対し、第4欄(特定個人情報)の提供を求めることができるとされている項</p> <p>66の項</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) なし</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子ども支援課 児童福祉係
②所属長の役職名	子ども支援課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	住民課 窓口係 群馬県邑楽郡邑楽町大字中野2570番地1 0276-47-5015
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	子ども支援課 児童福祉係 群馬県邑楽郡邑楽町大字中野2570番地1 0276-47-5023

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人未満(任意実施)]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [O] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [O] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年1月6日	評価書名	特別児童扶養手当の支給に関する事務 基礎項目評価書	特別児童扶養手当に関する事務 基礎項目評価書	事後	
平成29年1月6日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	邑楽町は、特別児童扶養手当の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	邑楽町は、特別児童扶養手当に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	
平成29年1月6日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	特別児童扶養手当の支給に関する事務	特別児童扶養手当に関する事務	事後	
平成29年1月6日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号。以下法という。)に基づき、一定の要件を満たした障害児を養育している保護者に対して手当を支給している。 特定個人情報ファイルは次の事務に使用している。①法第5条の特別児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求の受理、審査結果に対する事務。②法による特別児童扶養手当証書に関する事務 ③法第13条の未支払いの手当の請求の受理、審査結果に対する事務。④法第16条において読み替えて準用する児童扶養手当法第8条第1項の手当の額の改定の請求の受理、審査結果に対する事務。⑤法第35条の届出の受理、その届出に係わる事実についての審査又は審査結果に対する事務。⑥法施行規則第3条の届出の受理、その届出に係わる事実についての審査又は審査結果に対する事務。⑦番号法第19条第7項別表第2に規定する情報提供。	特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に基づき、一定の要件を満たした障害児を養育している保護者に対して手当を支給する事務を実施する。 特別児童扶養手当等の支給に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 (1) 特別児童扶養手当認定請求書の受理、認定、結果の通知 (2) 特別児童扶養手当額改定届の受理、内容審査、結果の通知 (3) 特別児童扶養手当額改定請求書の受理、内容審査、結果の通知 (4) 特別児童扶養手当所得状況届の受理、内容の審査、審査結果の通知 (5) 氏名、住所、支払方法変更届の受理、内容確認 (6) 特別児童扶養手当証書の交付 (7) 未支払特別児童扶養手当請求書の受理 (8) 特別児童扶養手当支払通知書の交付 (9) 特別児童扶養手当資格喪失届の受理 (10) 死亡の届出の受理 (11) 特別児童扶養手当資格喪失通知書の交付	事後	
平成29年1月6日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	障害者福祉システム、団体内統合宛名システム	障害者福祉システム 団体内統合宛名システム 中間サーバー	事後	
平成29年1月6日	3. 個人番号の利用法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の46	・番号法第9条第1項 別表第一の第46項 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年法律第百三十四号)による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	
平成29年1月6日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7項 別表第2の16,19,26,30,56の2,57,85,87,116	【番号法第19条第7号及び別表第二】 (別表第二における情報照会の根拠) ・別表第二の第1欄(情報照会者)が「 ¹ 都道府県知事等」のうち、第2欄(事務)に「特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」を処理するために第3欄(情報提供者)に対し、第4欄(特定個人情報)の提供を求めることができるとされている項 66の項 (別表第二における情報提供の根拠) なし	事後	
平成31年6月1日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	子ども支援課 児童福祉係	住民課 窓口係 群馬県邑楽郡邑楽町大字中野2570番地1 0276-47-5015	事後	
平成31年6月1日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	子ども支援課長	子ども支援課 児童福祉係 群馬県邑楽郡邑楽町大字中野2570番地1 0276-47-5023	事後	
平成31年6月1日	1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年2月28日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
平成31年6月1日	2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年2月28日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	